

論文の書き方

穴戸善一

論文の書き方

ICS経営法務*修士・博士論文の理想型と一つの方法論

ICS 2016年4月13日講演

*「ICS経営法務」は一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (International Corporate Strategy) 経営法務専攻の略称。一橋大学内の組織変更に伴い、2018年4月より、一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 (HBL) と改称。

はしがき

この小冊子は、一橋大学での私の最終講義にお越しくださった方々に差し上げるために、2016年4月に一橋大学ICSの大学院生向けに行った「論文の書き方」という学内での講演の速記録に手を加え、作成したものです。

講演の性格上、かなり僭越なことを申し上げていますが、今回お目にかける小論は、私
が実際にやってきたことというよりも、自らを振り返り、本当はこうしたかったという理
想論を述べたものであることに気づきました。

1980年に東京大学法学部助手として学問の世界に入ってから、成蹊大学で教鞭をとつ
た26年間を含め、今年で、ちょうど40年、論文を書き続けてきたことになりました。巻末に、
私がこれまでに書いてきたものをあげさせていただきました。

私の試行錯誤の歴史が、少しでも、これから論文をお書きになる方々のご参考になれば
幸いです。

2020年2月12日

一橋大学大学院法学研究科教授

宍戸善一

I はじめに

I はじめに

論文を書く作業は「苦行」ではありません。それどころか、論文を書く作業は、知的な「遊び」として最高の楽しみです。皆さんの実務でのご経験を生かして*、一橋大学ICSで修士・博士論文を書かれるための過程を、知的生産の最高の遊びとして楽しんでいただければ、と、思います。

論文のジャンルには、社会科学に限っても、法学以外に、経済学、社会学、政治学等、多くの種類があり、それぞれ作法が違いますから、それらすべてに当てはまる論文の書き方を論じるのは困難です。今日私がお話するのは、皆さんに書いていただきたい、クールな、格好よいICS経営法務の修士・博士論文の「理想型」としての論文の書き方です。

* ICS経営法務（現HBL）は社会人大学院。

それに加えて、これまで、私が法律学の研究者として、何を、どのようにやってきたのかという、いわば『舞台裏』を洗いざらいお話ししようと思ひ、「一つの方法論」といたしました。

この後、Ⅱ テーマ選び、Ⅲ 論文と体系書の違い、Ⅳ 文献収集、Ⅴ 脚注の意義、Ⅵ 論文全体の構造、Ⅶ 論理的文章を書くための注意点、Ⅷ 論文の内容について問われるもの、Ⅸ 作業工程に関する示唆、の順でお話しし、最後に、結びといたします。

II テーマ選び

- 好きなテーマを選ぼう
- 得意なテーマを探そう
 - 自分の競争上の優位性はどこにあるか？
- テーマはできるだけフォーカスしよう
- 経営法務の論文のテーマとして適切か？
 - 経営・企業を論じれば法律論は自ずと付いてくる

II テーマ選び

論文を書くにあたっては、テーマをどのように設定するかが大事です。テーマ選びが成功すれば、かなりの確率でその論文は成功すると考えても良いのですが、これに失敗すると、後でどれほど頑張っても、あまり良い論文にはなりません。

好きなテーマを選ぶ

好きなテーマを選ぶのが第一の原則です。論文を書くのは楽しい作業です。楽しくないことをしても仕方がありません。

修士論文に一年から二年、博士論文に最低三年、それほどの時間を、好きでもないテーマと付き合うことなど、とてもできるものではありません。書きたいというモチベーションが湧き上がってくるテーマを設定すべきで、ICSの修士号・博士号を取りやすいテーマ^①を選ぶ、などという姑息なことは考えないほうが良い。

得意なテーマを探そう

ただ、好きなだけで、論文の良いテーマが選べるというものではなく、とくにICSの皆さんには、得意なテーマは何かということを自問自答されてみることをお勧めしています。

皆さんは社会人としての実務経験があり、ある特定の実務分野における専門家なので、その経験を生かすテーマを選ぶことができれば、その分野について、大学卒業直後に大学院に進み、学者になることを目標に沢山の本を読んで研鑽を積んだ研究者よりも、良い論文が書ける可能性があります。競争上の優位性、コンペティティブ・アドバンテージは何かということをお考えください。この分野については私にしか書けない、という論文を書いていただきたい。

テーマはできるだけフォーカスしよう

そして、テーマはできるだけ絞りましょう。もちろん、修士論文か博士論文かで絞り方

は違つてきます。とくに、修士論文の場合は、絞れば絞れるほど、ピンポイントになればなるほど良いとお考えいただいて間違いはありません。

貴方はどんなテーマを考えていますかと聞くと、コーポレート・ガバナンスについて書きたいと思います、M&Aについて論じたいと思います、という答えが返ってきます。

無理です。絶対に論文にはなりません。

コーポレート・ガバナンスという大きなテーマについて森羅万象を盛り込んだ修士論文はあり得ません。コーポレート・ガバナンスの、どの部分にフォーカスするのか、絞り込む必要があります。

たとえば、REIT (real estate investment trust) に関して長い実務経験をもつていらした方が私のゼミにいらして、REITのコーポレート・ガバナンスをテーマに設定されて、とても良い論文を書かれました。

どのようにテーマをフォーカスするかは、大切なキーポイントになりますので、常に

テーマをフォーカスすることを頭に入れておいていただきたいと思います。

経営法務の論文のテーマとして適切か？

皆さんから、このテーマで書いて経営法務の論文になるでしょうか、法律と関係ないのではないのでしょうか、それでも良いですか、という質問を、よくいただきます。

心配する必要はありません。皆さんは、ビジネス、経営ないしは企業に関連することをお書きになるのだらうと思います。法律の観点を無視して企業を論じることがむしろ不可能で、法律論は後から自然につけてきます。

経営法務の論文のテーマは懐が広いとお考えいただいて、法律の論文になるのだらうか、ということに気にしすぎる必要はないと思います。

会社法何条について書く、という発想ではなく、経営の実態、企業の実態の中からもしろいテーマを発掘し、それについて考えていくうちに、法制度がどのようにそれに影響を与えているかということが見えてきます。そのほうが自然でむしろ論文になると思

います。得意なテーマを自由に選んで、できるだけフォーカスしてみてください。

Ⅲ 論文と体系書の違い

- 「…について論じる」はダメ
- 問題を提起する：Raise a good question
- その問題に対する自らの答えを仮説として提示する：
Frame your Hypo
- その仮説が正しいことを論証する：How to verify?
 - 文献からの推論
 - ケース・スタディ
 - 判例研究
 - 事例研究
 - 統計学的実証
 - 構造的インタビューないしサーベイ
 - ゲーム論的モデル分析

III 論文と体系書の違い

博士論文を書く方という方が陥りやすい誤りなのですが、論文ではなく、体系書を書く方として多い。しかし、論文は体系書ではありません。

「…について論じる」はダメ

何々について論じる、コーポレート・ガバナンスについて論じます、M&Aについて論じますというのは、あまり良い論文にはなりません。何々について論じる、として、膨大な資料を集めたとしても、日本ないしアメリカの、法律学あるいは法と経済学においては、論文としては全く評価されません。

論文を書くには、基本的な三つの手順があります。

問題を提起する： Raise a good question

第一に、問題を提起する (Raise a good question)。

良い質問を発せられるか否かは最も重要なポイントです。グッドクエスチョンが出てくれば、ほとんど80%以上、その論文の成功は約束されたようなものです。

その問題に対する自らの答えを仮説として提示する：Frame your Hypo

第二に、自ら提起した問題について自らの答えを仮説として提示する (Frame your hypothesis)。

こういう問題提起をします、それに対する私の答えはこうです、と、仮説を示すことです。

その仮説が正しいことを論証する：How to verify?

そして、第三に、仮説が正しいことを論証する。

経営法務の論文は、仮説の論証の仕方についても、かなり選択肢が広く、さまざまなやり方が認められています。

古典的な法律学のやり方として、文献からの推論というかたちでの論証がされてきました。これまでにいろいろな学者が書いた文献を集めてそれを体系化し、そこからすると私

の仮説は正しいですよ、と。これが伝統的な法律学のやり方です。

そのほかの論証の仕方として、ケース・スタディを積み重ねる方法があります。法律学の世界では、過去の判例を集める、伝統的な判例研究という手法があり、比較法的に、アメリカやドイツ等の判例を取り上げると相当数の判例が集められますので、そこから何かが出てくることはよくあります。判例研究以外でも、修士論文であれば、一応の相場観として30以上の事例を収集できれば、ある程度説得的な論文として認められると思います。

このあたりまでは、私もこれまで法学の研究者としてやってきたことなのですが、最近のアメリカの法学系論文の傾向として、ロー&エコノミクスの影響を受けた実証研究が主流になりつつあります。

実証研究の中心は統計学的実証です。そのために統計学を学ぶことはもちろん有益ですが、統計学の専門家と共同で研究することもありえます。

また、仮説に基づいた質問事項を用いた構造的インタビューないしサーベイ（アンケート

ト)も実証研究のひとつのやり方として認められています。

ゲーム論的モデル分析で、論理的な証明を行う方法もありますが、ゲーム理論を学ぶ必要があるので、法律家にはなかなか難しいものがあります。

文献からの推論、ケーススタディ、統計学的実証、インタビューないしサーベイ、ゲーム論的モデル分析等、いづれかの手法で、自分が立てた仮説が正しい、あるいは正しそうだということを説得する努力をしていただく必要があります。

IV 文献収集

- 当該テーマに関する基本文献・最新文献を見つける
——「つるったぐり」で関連文献を探す
- インターネット検索
—— SSRN
- 口コミ
—— 専門家、研究仲間に聞く

IV 文献収集

論文を書く手順を追っていきましょう。

テーマが設定された後、以下は並行して進むことが多いのですが、クエスチョンが出て、それなりの自分の仮説を立てたら、丹念に文献収集をする必要があります。文献から推論する伝統的なやり方をする場合にはとくに重要な作業です。

基本文献・最新文献を見つける

当該テーマに関する基本文献、最新文献を見つける。これは俗にタネ本を探すといいますが、40年近く前に、私が研究室に入って論文を書き始めたとき、タネ本何？ タネ本見つけないと論文書けないよ、と、先輩に教えていただきました。

その当時、私の研究分野でのタネ本としてはドイツ語で書かれているものが多く、ハビリタチオン（教授昇進論文）を一つ見つけてくれば、それなりに、博士論文クラスのもの

が書けると言われていました。単なる古い逸話で、現在ではそんなことはありません。

ただ、基本文献、最新文献を見つけましょう、というのは、今でも正しい。

当然ながら基本文献の中にはさまざまな関連資料・文献が引用されているはず。それをどんどんたぐっていけば、皆さんが書こうとしているテーマの関連文献は、ほとんど網羅されます。いちばん新しい文献でしっかりした研究者が書いているものがあれば、皆さんの資料収集の手間は、それだけ省けます。

インターネット検索

私が研究生生活を始めたころから比べると、インターネット検索等、資料収集テクノロジーは格段に進みました。とくに、ロー&エコノミクス系の英文論文が、著者名で簡単に見つけられますので、SSRN (Social Science Research Network) の活用をお勧めします。一例として、Zenichi Shishido を引いていただくと、私が書いてきた英文論文が、すぐに分かります。

口コミ

専門家ないしは研究仲間にかけて「耳学問」をする。これは当たり前というか古典的な話ですが、なかなか、本当に、きちんとする人は少ない。

我々ICSの教員の存在意義の一つは、皆さんが論文のテーマを決められたときに、それぞれの分野の専門家として、読む必要がある文献を勧められることにあると思います。

同じような分野について関心を共有している仲間との情報交換は大切です。口コミで資料収集をするためのポイントは、いかにしてギブ&テイクの関係をつくるか、です。「最近こんなの読んだ?」、「おもしろかったよ」、という情報を提供できなければ、誰も情報提供などしてくれません。やはり、ギブ&テイクの関係が大事です。

V 脚注の意義

- 自分が何を付け加えたのかを明らかにする
——脚注は多ければ多いほど良い
- 補助的説明のための脚注
- メインストーリーから外れた枝葉の部分を脚注に落とす
こともある
- 引用の形式

V 脚注の意義

収集した資料の引用、脚注、フットノートの意義についてお話します。

皆さんには信じられないことかもしれませんが、私が最初の論文を書いたころは手書きで、章末注等を後から付け足すときには、原稿用紙を切ったり貼ったりしていました。

ワードのフットノート機能がついたことによって、今では、後から脚注を増やしても、新しい番号が自動的に入る。すばらしいことです。

脚注は、シリアスな社会科学の論文、社会科学だけではなく自然科学でも同じでしょうが、論文を書く上で必須のもので、きちんと脚注をつけることが論文執筆のイロハと言ってよろしいかと思えます。

自分が何を付け加えたのかを明らかにする

真剣に論文執筆をされたことのない方にとって、沢山の脚注がついている文献は、ペダ
ンティックに過ぎるんじゃないか、読みづらい、と、感じられることが多いと思います。
しかし、それは違います。脚注というのは、当該テーマに関して先行研究がどこまで進ん
でいるのか、先人がどこまで解明してきたのか、それに対して自分は何を付け加えたのか
を明らかにする行為です。既にここまで書かれているということを明らかにするのが研
究の第一歩です。あなたが一步踏み出してつけ加えたことを示すために脚注をつけるので
す。

論文を書く上で、脚注をつける行為は絶対になくしてはならない行為です。先行の研究論
文がどこまで書いているのかを明らかにするための脚注は、多ければ多いほど良い。

「我思う、ゆえに我あり」と、ほかの人が何を言ったかは知らないが、私はこう考えた、
という論文は脚注の数が減っていきます。

補助的説明のための脚注

脚注というのは便利なもので、文献を引用するためだけではなく、いろいろな使い方があります。

例えば、リザーベーションをつける、補助的説明のための脚注。私は本文でこう言ったけれど、こういう反論もあることは私も知っていますということを書き加えておく。あるいは本文で明らかにするほどでもない語句の説明、定義を脚注で書くというような使い方もあります。

枝葉の部分を脚注に落とす

メインストーリーからはずれた枝葉の部分を脚注に落とすこともあります。

実際に一度でも論文を書いた人はわかると思いますが、論文を書いているといろいろな発想がわいてきます。それをわーっと書いていって、後から読み直してみると、主たるストーリーとちよつとはずれている部分がある、つながりが悪いことに気づく。でも、人間、

せつかく考えついて一生懸命書いたものは捨てられないものです。そのときに脚注を使ってください。脚注に落とすことによって、本文のストーリーの流れがよくなる場合があります。こういう脚注はあまりないほうが良くて、裏話的なものですが、本文のストーリーの流れをよくするのは非常に重要なことですから、どうしてもというときはこれを思い出ししてください。

引用の形式

先行文献を引用する脚注には、法律論文における引用の形式があります。論文執筆には、茶道や華道と同じく習い事のお作法のようなところがありまして、形式についていろいろ議論しても仕方ないので、既に決まっている、基本的な引用の仕方に従うのがよろしいと思います。だれだれさんが何年に書いた論文の何ページですよと書けばそれでいいようなものですが、文献引用の形式がきれいに整っていると、専門家に、おお、けっこうできるじゃないか、と、感じさせることができます。

日本語文献

日本語論文等の文献引用の仕方については、法律編集者懇話会という法律系出版社の編集者の方が集まって編んだ冊子*がありますので、これを参考にしてください。

英語文献

英語文献については「ブルーブックフォーム」*と呼ばれているものを参考にしてください。ブルーブックフォーム等できれいに統一された引用の仕方をする、とてもクールに見えます。格好いいです。

* 法律編集者懇話会『法律文献等の出典の表示方法』（2014）。

** The Bluebook: A Uniform System of Citation (1926-present).

VI 論文全体の構造 (目次)

- 題名
- 著者名
- 第1章 序論 (はじめに)
 - Question
 - Hypo
 - Roadmap
- 第2章
 - 第1節
 - 第1款
 - 第2款
 - 第2節
 - 第1款
 - 第2款
- 第6章 結論 (おわりに)
- 序論と結論で言いたいことは言う

VI 論文全体の構造（目次）

目次

次に、論文全体の構造（目次）ですが、これも形式面の話ですからあまり迷わずに従っていただいたほうが良いと思います。

まず題名と著者名を書いたあとに、「第一章 序論」、あるいは、短めの論文ですと「はじめに」とすることもありますが、次に第二章～第五章ときて、一章の中に論理的な段階として第一節、第二節、さらに下の段階ですと第一款、第二款というようなかたちで、階層分けをします。最後は、例えば「第六章 結論」または「おわりに」という構成です。
序論と結論で言いたいことは言ってしまう

序論と結論がない論文が、けっこうよくあります。これは形式的にだめです。論文には、必ず序論と結論を書いてください。序論と結論で言いたいことを言ってしまうなればい

けない。

国際的に、少なくとも日本とアメリカでは、序論と結論だけを読めばその論文で何を言いたいか、わかるようにしておくのが、学術論文におけるルール、約束事になっていると考えてよろしいと思います。

序論と結論が対応しているのが美しく、序論と結論で一つの完結した意味をもつ必要がありません。

まず、序論で、この論文はこういう問題について考えようとしている、と、クエスチョンの提起をします。次に、それに対する著者の仮説を提示し、それをどのように論証していくのか、第二章ではこれこれこういうことを説明します、第三章では、これこれこういうことについて論じます、と、どのような順番に従って何をどのようなかたちで論証していくのかを、ロードマップで示します。

最後に結論、皆さんのいちばん言いたいポイントを、A4で一枚、約一、二〇〇字以内

で言ってしまう。それは序論で提起されたクエスチョンに対する答えになっている。そういうものが望ましく、最も美しい論文です。

この構造を知るとは、皆さんが資料収集の際に論文を読んでいく場合にも役に立ちます。関連資料は山のようにあって、全部読んでいたら、一生かかっても論文は書きません。まず、文献検索で引っかけた論文の序論と結論だけを読んでもください。一ページから最後まで from cover to cover をやってはいけません。そんなことをしたら論文は書きません。まず、序論と結論を読んでから、全体を読むに値する論文かどうかを考えてください。

皆さんが書いた論文も、from cover to cover で全部読むのは、私たち指導教官と審査員の先生方だけです。一般の読者が、皆さんが書いた論文を最初から全部読んでくれることは、まず、ありません。ただ、序論と結論は読んでくれるはずですよ。ですから、序論と結論だけで読者の首根っこをつかまなければいけない。

皆さんが読者として序論と結論を読んで、その論文がどのくらい重要なものかを推測する。書き手としての皆さんは、序論と結論で読者の首根っこをつかまえるように努力する。両者はミラーイメージです。これを知っているか知らないかで、論文の読み方、論文の書き方が大きく違ってきます。

Ⅶ 論理的文章を書くための注意点

- 段落（パラグラフ）の構造を大事にしよう
 - 一段落一義
 - 冒頭にトピック・センテンス
- 段落間の論理的つながりを明確にする
 - 接続詞に細心の注意を払おう
- 誰かに読んでもらおう

Ⅶ 論理的文章を書くための注意点

全体の構造が決まった後は、いよいよ論文を書いていく段階です。

段落（パラグラフ）の構造を大事にしよう

論理的文章を書くためには、まず、段落、パラグラフの構造が大事です。パラグラフと
いうのは、先ほどの、章、節、款とした、その款の中の意味のひとまとまりが段落です。
重要なことは、一段落一義。決して一パラグラフの中に二つ以上の複数の主張を盛り込ん
ではいけません。これは銘記してください。

できれば冒頭の一文、トピックセンテンスで言いたいことを言ってしまおう。トピックセ
ンテンスに続くいくつかのセンテンスは、トピックセンテンスを補強し、説明するために
あると考えていただきたいと思います。

段落間の論理的つながりを明確にする

次に、段落間の論理的なつながりを明確にする。もう少し具体的に言うと、接続詞に注意してください。「そして」は、本当に「そして」なのか、「しかし」の後は、本当に逆説なのか。これはくれぐれも注意すべきことで、接続詞に細心の注意を払うことが、論理的文章を書く上でのポイントになります。

誰かに読んでもらう

三番目に、書いた文章をだれかに読んでもらうことをお勧めします。ICSの仲間で互いに論文を読み合うのもいいと思います。本当にお勧めなのは、その専門分野と関係ない素人に読んでもらう。例えば御両親とか配偶者とか、専門と全く関係がなく、かつ皆さんが書いた論文を読んでくれるペイシエンスのある方に読んでもらって、「これ何、全然わからない」と言われたら、「わかった」と言うまで書き直す。そのことによって日本語が磨かれます。結局、論文の価値は、日本語がどのくらいしっかりしているか、品格が高い

かによって決まるような気がします。

VIII 論文の内容について問われるもの

- あなたの論文のコア（核）はなんですか？
—— 先行業績に対して、何を一步（半歩）
付け加えたのか？
- 「エレベーター・ピッチ」を試みよう

VIII 論文の内容について問われるもの

あなたの論文のコア（核）はなんですか？

論文ができあがりしました。その論文の内容について問われるものは何か。私はICSにきてからずっと、皆さんの論文発表を聞いて、とくに博士論文のときには必ず、あなたの論文のコアは何ですか、と、問いを発しています。この問いに答えられないのであれば、少なくとも博士論文には値しないというのが私の意見です。皆さんもせっかく書くのですから、やはり、コアのある論文を書くように努力していただきたい、と、私は思います。

そのコアとは何か。要するに、先行業績に対して、一歩、あるいは一歩でなくても半歩、あなたが加えたものです。

このテーマに関して、これまでこのようなことが言われてきましたが、私は違うことを言いました。あるいは、これまでの業績にこの一歩を加えたことによって、全体がこのよ

うに違って見えるようになりました。

そのように言えるよう、考えながら書いていたのだと思います。

エレベーター・ピッチをしてみよう

その場合に私がお勧めしているのは、エレベーター・ピッチです。例えば皆さんが大きな会社に勤めていらして、エレベーターに乗って、たまたま社長に会った。社長はなぜかあなたの名前を知っていて、「おお、宍戸君じゃないか、いまどんなことやってるの?」と聞く。そこでもじもじして社長室のあるフロアまで行ってしまったら、それでおしまいですが、「実はいまこんなプロジェクトを考えておりまして、こういうところがおもしろいと思うのです」と言って、「ああ、君はおもしろいことを考えているな」と言われると、あなたの将来が開けるかもしれない。これがエレベーター・ピッチです。

皆さんの論文も、何書いているの、どんなことを勉強してるの、と言われたときに、私はこんなことを考えています、こんなことを書いています、こういうところを私はおもしろ

いと思うのですが、先生どう思いますか、というようなことを、三分以内で、いつでも言えるようにしておく努力をしてください。これはお勧めです。

IX 作業工程に関する示唆

- カード取り
 - 資料収集
 - アイディア
- KJ 法
- パワポ発表
 - フィードバック
- ワードの目次
- 書けるところから執筆開始
- ドラフトの回覧
- 自分で締切（マイルストーン）を設定しよう

IX 作業工程に関する示唆

私のきょうの任務は、ここでほとんど終わったと言っても良いのですが、最後に、論文執筆作業行程に関する一つの示唆として、最初に申し上げました私の研究作業の舞台裏をディスクローズして、お話ししたいと思います。

私はこんな段取りで論文を書いています。

最初はカード取り。私がいつも使っているのはA6判の薄いカードで、このカードで資料収集とアイデアメモを取ります。次に、KJ法といわれる手法で、集めたカードを集大成します。そのあとでパワポ発表。パワポ発表をして聴衆からのフィードバックをもらい、それをまた論文の構想に生かす。全体の構想ができたらワードの目次をつくり、書けるところから執筆を始めます。

カード取り

各論に入ります。

まずカード取り。

カードには、資料収集とアイデアメモの両方があって、私は文献からの引用メモをとるときには黒インク、自分のアイデアを書くときには青インクというように、インクの色を変え、だれかのアイデアと自分のアイデアを区別しています。

いちばん重要なのは、カード一枚には一項目しか書かないことです。パラグラフの話と似ています。カードはノートではありません。カードは、後からバラバラに切り離して使うことを前提に書いてください。

できるだけ簡潔に、ただ要点はもらさずにメモしましょう。カードは人に見せるものではなく、後で見返して自分で思い出せるよう、自分の記憶を後から喚起できる手がかりだけをそこに残せば良い。そのカードの引用出典の記述は絶対に必要ですが、フルタイトル

を書く必要はありません。後でその場所にたどりつけなければ良いわけで、略称でも略語でも、できるだけ短くしたものとページを明記しておく。

カード作成に生きがいを感じて、きれいなカードを取ることに無駄な時間を割いてしまう人がいます。一度取ったカードを論文完成後に再利用することは、まず、絶対ではありません。ですから、カード作成に無駄な時間は使わないでください。そういう人が多いので、これだけは、一応言っておきます。

KJ法

次に、集めたカードをどのように使うかが問題です。

カードの処理方法として、KJ法というものがあります。KJ法については、一九六七年に出版された川喜田二郎先生の『発想法―創造性開発のために』*を読んでもください。私

* 川喜田二郎『発想法―創造性開発のために』（中公新書、一九六七）。

も、論文の書き方に関してさまざまな本を読みましたが、一番役に立ったのは、古典とも言えるこの本でした。

論文執筆に、この方法をどのように役立てているのかというと、まずカードを書きためます。先ほど言いましたように、資料を読んでこれは使えるなどというものをメモしていくあいだに、当然、自分のアイデアがわいてきます。それを忘れないうちにメモします。カードが一〇〇枚くらい集まれば、十分、修士論文にはなります。

どこまで書きためたら良いのかというのは、だいたい自分でわかります。ここまでやったからもう良い、となったら、大きなテーブル、あるいは畳の上など、カードを並べられる場所を確保して、ランダムにカードを並べます。ここが大事です。私は、取ったカードを実際にシャッフルして、ランダムに平面的に並べます。

そして次に、ランダムに平面的に並べたカードを、先入観を捨てて全体的にながめます。心を平らかにして全体を、カードの顔をずーっと見ていきます。そうすると、自然に、つ

ながりがある。お友だちカードが見えてきます。私はお友だちカードと呼んでいるのですが、この子とこの子はお友だちだなというのが、自然に見えてきます。

それをまとめた山が、例えば五つ、六つと出てきます。その五つ、六つのグループは、そのまま、論文の章または節になります。さらにずっと全体を見ていくと自ずとグループ間の関係が見えてきます。最後に、全体像をスケッチしましょう。A4判一枚に、ここはイントロ、第一章、第二章、と、スケッチします。

あらかじめ体系を決めてカードを分類してしまうことは、絶対にはいけません。それをするくらいなら、KJ法をやる意味はありません。

今の時代何も手でカードを取らなくても、パソコン上でやれば良いのではないかと思われる方も多いでしょう。パワポはかなりカードに近い機能として使えるようにはなっていると思うのですが、ただ、一〇〇枚のカードです。私が博士論文を書いたときはカードが三〇〇枚ありました。これを一覧して、そこからどれとどれがお友だちかを見つけだす作

業としては、やはり、いまのところ、カードが一番良いと思います。もちろんテクノロジーが進んで、大画面に電子的カードを散らばせて、自由に組み合わせを動かすことができるようになればそれでもかまわないかもしれませんが、現状のテクノロジーにおいては、私は紙のカードが一番ではないかと思っています。

これは、あくまでも私の方法論ですが、カードシステムをお勧めするもう一つの理由は、毎日一歩ずつ進めることができる点です。専業で研究者をやっている私は、あとから一日を振り返って、今日は忙しく動き回っていたけれど、一枚もカードを取れなかったという日は、研究者としては非生産的な一日であったと慙愧の念に耐えない。カード一枚取れた日は、仕事が進んだ、良い一日だった、と、思います。

一日一枚とったら一〇〇日で一〇〇枚です。一〇〇枚集まれば修士論文は書けます。ですから一日に一歩進めるという意味で、精神的な健康を保つためにも、一日一枚カードを取ったら、良かったと思ってください。そういう方法として、改めてカードシステムをお

勧めいたします。

パワーポイントの作成とプレゼンテーション

ここまでできたらパワーポイントの作成、プレゼンテーションになります。パワーポ、プレゼンと言いましょ。パワーポは革命的なすばらしいテクノロジーで、我々研究者にとって、パワーポはカードとワード文章をつなぐものです。また、パワーポスライドを自由に入れ替えて、全体のストーリーの流れを何度も確認することができる点も素晴らしい。今日のプレゼンの用意をする際にも、何度もパワーポを入れ替えてストーリーを練っています。パワーポは、プレゼンをするとき、人に話すときの大変強力な武器です。

先ほど、いろいろな人に話を聞こう、反応を聞こうといいましたが、論文を読んでくれる人はまずほとんどいません。私は人の意見を聞くととき、例えばアメリカでは、あちらの先生とランチをとりながら論文の話聞いていただくために、パワーポの資料をもって、パワーポをベースに、お昼ご飯の間、せいぜい一時間の間にこちらの話をして、先方の反応を

見ます。それが限度です。論文を書いて送りつけ、読んでおいてねと言っても、だれも読んでくれません。そういう意味でもパワポは非常に重要なツールであると言えます。

ワードの目次と執筆

パワポベースで論文全体の論理的な流れを確認できたら、いよいよワードベースで目次を作成し、執筆に取り掛かることとなります。論文は小説ではありませんから、パワポベースで頭の中の整理ができていないうちにワードベースで書き出しても、論理的な文章にはならないと、私は思います。

書けるところから執筆開始

博士論文クラスの大きな論文になりますと、第一章から最終章まで順番に書いていけるかどうかわかりません。お勧めなのは書けるところから書くということです。第一稿は無駄になるかもしれないと思って、草稿のつもりで書いていただいでけっこうです。実際には「草稿」が最後まで残って最終稿になることが多いですが、草稿だとも思わないと書

き始められません。ここはもう書けるなど思ったところは順番を気にせず、例えばアメリカの比較法の部分が調べあがったとしたら、日本の部分は後回しにしてもアメリカ法のところから書き出す。

ドラフトの回覧

一応、全体が通してできあがったらドラフト、いわゆる未定稿を、指導教官も含め、信頼できる研究仲間に回覧して意見をもらうことをお勧めします。

自分で締め切（マイルストーン）を設定しよう

最後に私の教訓ですが、このような作業をする際には、自分で締め切りを設定しましょう。いわゆるマイルストーンです。

「締め切りは神です」と、『馬車を買いたい』という本^{**}を書かれたフランス文学者の鹿

^{**} 鹿島茂『馬車を買いたい』（白水社、二〇〇九）。

島茂先生が、エッセイの中でおっしゃっていました。これは名言だと思います。

鹿島先生は、私がこれまでこんな何冊も本を書けたのは、全て締め切りがあったおかげで、締め切りがなかったらたぶん一冊も本を書けなかったであろう、と、おっしゃっていました。

皆さんもご自分でマイルストーンを設定する方が良いです。よく、マイルストーンを先延ばしにしたがる人がいます。何月何日にゼミで発表しましょうという、いやあ私忙しくて、ちょっとそれ無理なんですよね、二か月後だったら、と、とにかく締め切りを先延ばしにする傾向の方がいらっっしゃいますが、それでは論文は書けません。むしろ自分で、早め、早めのマイルストーンを設定して、ここで発表させてくださいと言ってしまうと、後に引けませんから、自然に論文は書き進められていきます。

X おわりに

X おわりに

今日の私の話は以上です。私はICSに来て、少年野球チームのコーチになったお父さんのような気持ちで非常に楽しんでいきます。こうすればもつといい論文が書けるよという、社会人大学院生の方々が、少年野球チームの少年たちのように目を輝かせて聞いて下さる。教師というのはすばらしい職業だと実感しました。こうするともつとうまくなれるよという話として、今日の話が、皆さんの論文執筆の一助となることが叶えば、これに過ぎる喜びはありません。

ご清聴ありがとうございました。

穴戸善一著作目録

邦文著作

著書

- 『国際合弁』（草野厚氏と共著）（有斐閣、一九八八）
- 『ベーシック会社法入門』（日本経済新聞出版社、〔第一版〕一九九一、〔第八版〕二〇二〇）
- 『法と経済学…企業関連法のミクロ経済学的考察』（常木淳氏と共著）（有斐閣、二〇〇四）
- 『動機付けの仕組みとしての企業…インセンティブ・システムの法制度論』（有斐閣、二〇〇六）
- 『公開会社法を問う』（柳川範之氏、大崎貞和氏と共著）（日本経済新聞出版社、二〇一〇）
- 『ゼミナール金融商品取引法』（大崎貞和氏と共著）（日本経済新聞出版社、二〇一三）
- 『ジョイント・ベンチャー戦略大全』（福田宗孝氏、梅谷真人氏と共著）（東洋経済新報社、二〇一三）

編著

- 『委員会等設置会社ガイドブック』（広田真一氏と共編）（東洋経済新報社、二〇〇四）
- 『M&A ジョイント・ベンチャー』（中野道明氏と共編）（日本評論社、二〇〇六）
- 『ベンチャー企業の法務・財務戦略』（ベンチャー・ロー・フォーラム（VLF）と共編）（商事法務、二〇一〇）

『企業法』改革の論理』（日本経済新聞出版社、二〇一一）

『コーポレート・ガバナンス改革の提言―企業価値向上・経済活性化への道筋』（後藤元氏と共編）（商事法務、二〇一六）

監修書

『会社法実務解説』（岩倉正和・佐藤丈文編著）（有斐閣、二〇一一）

論文

「閉鎖会社における内部紛争の解決と経済的公正（一）」（四・完）『法学協会雑誌』一〇一巻四号五〇五頁、六号七九五頁、九号一三二九頁、一一号一七五八頁（一九八四）

「国際的ジョイント・ベンチャーの諸問題」総合研究開発機構編『企業の多国籍化と法Ⅱ 多国籍企業と国際取引』三頁（三省堂、一九八七）

「商法改正試案と閉鎖会社法の問題点（上・中・下）」『商事法務』一一五四号二四頁、一一五五号三五頁、一一五六号二四頁（一九八八）

「紛争解決局面における非公開株式の評価」岩原紳作編『現代企業法の展開…竹内昭夫先生還暦記念』三九七頁（有斐閣、一九九〇）

- 「企業買収 (M & A)」ジュリスト九四八号三一頁 (一九九〇)
- 「非公開株式の評価再論」青竹正一 〓 浜田道代 〓 山本忠弘 〓 黒沼悦郎編 『現代企業と法』平出慶道先生還暦記念 三二七頁 (名古屋大学出版会、一九九一)
- 「会社における利益相反関係」法学教室一三九号一〇一頁 (一九九二)
- 「国際的履行保証システムと紛争処理」ジュリスト一〇〇七号五三頁 (一九九二)
- 「経営者に対するモニター制度―従業員主権論と株式会社法」伊丹敬之 〓 加護野忠男 〓 伊藤元重編 『日本の企業システム 第一巻 企業とは何か』二二一頁 (有斐閣、一九九三)
- 「日本企業と株式会社法」トラス六〇研究叢書 『国際商取引に伴う法的諸問題 (二)』二二五頁 (一九九三)
- 「大株主の権利行使」ジュリスト一〇五〇号一四二頁 (一九九四)
- 「ジョイント・ベンチャーにおける内部紛争の構造と対策」総合研究開発機構編 『経済のグローバル化と法』四二頁 (三省堂、一九九四)
- 「国際企業提携と紛争」総合研究開発機構編 『経済のグローバル化と法』三五一頁 (三省堂、一九九四)
- 「株式会社法の強行法規性と株主による会社組織設計の可能性―二人会社の場合」商事法務一四〇二号三〇頁 (一九九五)
- 「コーポレート・ガバナンスと株式会社法」組織科学二八巻四号七六頁 (一九九五)

「生命保険相互会社のコーポレート・ガバナンス」落合誠一 Ⅱ山下友信 Ⅱ江頭憲治郎編『現代企業立法の軌跡と展望』鴻常夫先生古稀記念』六〇五頁（商事法務研究会、一九九五）

「コーポレート・ガバナンスにおける株主総会の意義」商事法務一四四二号二頁（一九九六）

「持分会社と会社分割—企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける意義」商事法務一四二二号八頁（一九九六）

「閉鎖会社と株主代表訴訟」小林秀之 Ⅱ近藤光男編『株主代表訴訟大系』三五頁（弘文堂、一九九六）

「銀行経営者に対するモニターの諸問題」トラスト六〇研究叢書『国際商取引に伴う法的諸問題（五）』（一九九六）

「会社分割立法に関する一考察」ジュリスト一一〇四号三五頁（一九九七）

「ベンチャー・ビジネスのための組織法作りを試みて—『創設会社法試案』」ジュリスト一一二五号四頁（一九九七）

「抗弁切断の意義と機能」法学教室二〇四号二四頁（一九九七）

「日米比較コーポレート・ガバナンスと商法改正論議への視座」民商法雑誌一一七号五九九頁（一九九八）

「銀行株式会社のコーポレート・ガバナンス」成蹊法学四七号二〇九頁（一九九八）

「契約的組織における不安—ジョイント・ベンチャーとベンチャー・ビジネスのプランニング」岩原紳

作 〓 神田秀樹編『商事法の展望―新しい企業法を求めて…竹内昭夫先生追悼』四五三頁（商事法務研究会、一九九八）

「新しい企業システムの模索」社会科学研究所五〇巻四号一三頁（一九九九）

「動機付けの仕組としての企業（一）」（九・完）成蹊法学五二号三九頁、五三号九一頁、五四号一九頁（二〇〇一）、五六号五七頁、五七号六一頁（二〇〇三）、五八号一頁、五九号三三頁、六〇号二〇九頁（二〇〇四）、六一号五九頁（二〇〇五）

「ベンチャー企業育成の仕組と法的課題」ジュリスト一二一八号六頁（二〇〇二）

「ベンチャー育成の日米比較―動機付けの仕組と法的課題」エコノミックス七号一九頁（二〇〇二）

「種類株式制度の自由化」法律のひろば五五巻四号二四頁（二〇〇二）

「コーポレート・ガバナンスに関する一考察」法曹時報五四巻八号二一〇一頁（二〇〇二）

「企業システムの比較研究―シリコンバレー・モデルを中心として」伊藤秀史編著『日本企業変革期の選択』二七頁（東洋経済新報社、二〇〇二）

「コーポレート・ガバナンスにおける取締役会の意義」フィナンシャル・レビュー六八号六四頁（二〇〇二）

「定款自治の範囲に関する一考察」（増田健一、武井一浩、棚橋元の各氏と共著）商事法務一六七五号五四頁（二〇〇二）

- 「総則・合名合資会社・LLC」商事法務一六八七号四頁、別冊商事法務二七一号四四頁（二〇〇四）
- 「人的資本会社（日本版LLC）の検討」国際税制研究二二号一五四頁（二〇〇四）
- 「交渉の場としての取締役会―取締役会の仕組と動機付けの仕組の相互関係」小塚莊一郎 高橋美加編『商事法への提言…落合誠一先生還暦記念』二六九頁（商事法務、二〇〇四）
- 「合名会社・合資会社・日本版LLC」ジュリスト一二六七号二八頁（二〇〇四）
- 「新Jモデルの提案」宍戸善一 廣田真一編 日本取締役協会著『委員会等設置会社ガイドブック』一頁（東洋経済新報社、二〇〇四）
- 「LLCで創業を―創業とベンチャー企業におけるLLCの可能性」（仲江武史氏と共著）日下部聡 石井芳明編『日本版LLC―新しい会社の形』一七七頁（金融財政事情研究会、二〇〇四）
- 「ジョイント・ベンチャー契約とベンチャー・キャピタル投資契約―両者における動機付け交渉の比較」澤田壽夫 柏木昇 森下哲朗編著『国際的な企業戦略とジョイント・ベンチャー』一九一頁（商事法務、二〇〇五）
- 「持分会社」ジュリスト一二九五号一一〇頁（二〇〇五）
- 「新産業創造のための組織の創設―日本版LLPとLLCによる人的資本活用に向けて」（石井芳明氏と共著）一橋ビジネスレビュー五三巻一四八頁（二〇〇五）
- 「定款自治の範囲の拡大と明確化―株主の選択」商事法務一七七五号一七頁（二〇〇六）

- 「ベンチャー企業と合同会社制度」（岩瀬ひとみ氏と共著）法律のひろば五九卷三号一二頁（二〇〇六）
- 「動機付けの仕組としての企業とハードロー・ソフトロー」法社会学六六号一〇四頁（二〇〇七）
- 「会社支配権と私的財産権・第三者割当増資再論」黒沼悦郎 藤田友敬編『企業法の理論（上巻）』江頭憲治郎先生還暦記念』三三七頁（商事法務、二〇〇七）
- 「税制が企業活動のプレーヤーの動機付けに与える影響」神田秀樹 財務省財務総合政策研究所編『企業統治の多様化と展望』一八五頁（金融財政事情研究会、二〇〇七）
- 「合同会社形態創設の意義と利用」ジュリスト増刊『会社法の争点』九一頁（二〇〇九）
- 「親子上場をめぐる議論に対する問題提起——法と経済学の観点から（上・中・下）」（新田敬祐氏、宮島英昭氏と共著）商事法務一八九八号三八頁、一八九九号四頁、一九〇〇号三五頁（二〇一〇）
- 「企業における動機づけ交渉と法制度の役割」六戸善一編『企業法』改革の論理』一頁（日本経済新聞出版社、二〇一一）
- 「SOX法・JSOX法の比較とインセンティブ効果」（大崎貞和氏と共著）六戸善一編『企業法』改革の論理』三六九頁（日本経済新聞出版社、二〇一一）
- 「親子上場の経済分析——利益相反問題は本当に深刻なのか」（宮島英昭氏、新田敬祐氏と共著）宮島英昭編『日本の企業統治』二八九頁（東洋経済新報社、二〇一一）
- 「合併合同会社」小出篤 小塚莊一郎 後藤元 潘阿憲編『企業法・金融法の新潮流』前田重行先生古

稀記念』二二二頁（商事法務、二〇一三）

「ベンチャー企業とベンチャー・キャピタル」江頭憲治郎編『株式会社法大系』一〇七頁（有斐閣、二〇一三）

「ジョイント・ベンチャー契約とベンチャー・キャピタル投資契約の交錯―大企業のベンチャー企業との関わり方の変化」編集代表 岩原紳作 山下友信 神田秀樹『会社・金融・法〔上巻〕』三一頁（商事法務、二〇一三）

「匿名組合再考」伊藤眞 松尾眞 山本克己 中川丈久 白石忠志編『経済社会と法の役割』石川正先生古稀記念』七九三頁（商事法務、二〇一三）

「漁業LLCモデルに見る人的資本と物的資本の結合」（大杉謙一氏と共著）森信茂樹編著 野村資本市場研究所「経済活性化と合同会社の法制・税制の整備」研究会著『合同会社（LLC）とパススルー税制』一六六頁（きんざい、二〇一三）

「合同会社の退社員の持分評価―譲渡制限株式の評価との比較」出口正義 吉本健一 中島弘雅 田邊宏康編『企業法の現在』青竹正一先生古稀記念』四二七頁（信山社、二〇一四）

「インセンティブ・バーゲニング、企業法、立法政策」（後藤元氏と共著）宍戸善一 後藤元編著『コーポレート・ガバナンス改革の提言』企業価値向上・経済活性化への道筋』一頁（商事法務、二〇一六）

「日本企業のコーポレート・ガバナンスの今後のあり方―ファミリー企業からの示唆」（柳川範之、齋藤

卓爾、太宰北斗の各氏と共著) 六戸善一 〓 後藤元編著『コーポレート・ガバナンス改革の提言…企業価値向上・経済活性化への道筋』一五五頁(商事法務、二〇一六)

「モニタリング・ボード再考—内部ガバナンスと外部ガバナンスの補完性の観点から」黒沼悦郎 〓 藤田友敬編『企業法の進路…江頭憲治郎先生古稀記念』一三二頁(有斐閣、二〇一七)

「『日本の取引慣行』の実態と変容—総論…取引当事者間の動機付け交渉の観点から」商事法務二一四二号四頁(二〇一七)

「非公開企業における動機付け交渉—忠実義務と退社権の代替性の観点から」徳本穰 〓 徐治文 〓 佐藤誠 〓 田中慎一 〓 笠原武朗編『会社法の到達点と展望…森淳二朗先生退職記念』二〇九頁(法律文化社、二〇一八)

「上場子会社のガバナンスとフィデューシャリー・デューティ」信託フォーラム一二号七二頁(二〇一九)

判例研究

「引受欠缺のある新株につき共同引受をしたと見做された取締役の一人が全額の払込をした場合における右新株の帰属」(東京地判昭和五三年一月三〇日・判時九一五号一〇四頁) ジュリスト七四七号二九〇頁(一九八二)

「手形金額に錯誤のある裏書きと悪意の取得者に対する償還義務の範囲」(最判昭和五四年九月六日・民

集三三卷五号六三〇頁）法学協会雑誌九九卷二号三四四頁（一九八二）

「商法二〇四条ノ三第二項の『純資産額』の算定―税法上認められた利益性引当金の取扱い―法定額に僅かに不足する供託の効力および商法二〇四条ノ四第三項の売買価格」（大阪地判昭和五三年一月二二日・下級民集二九卷九ノ二二号三一九頁）ジュリスト七六三号一四八頁（一九八二）

「合名会社の解散」（名古屋高判昭和五六年九月三〇日・判時一〇四五号一二二頁）ジュリスト八一八号（一九八四）

「株式買取請求に基づく非公開株式の価格の算定」（大阪高決昭和六〇年六月一八日・判時一一七六号一三二頁）ジュリスト九一三三三号（一九八八）

「委託証拠金が預託されない場合と商品仲買人の建玉処分義務」（最判昭和四三年二月二〇日・民集二二卷二号二五七頁）別冊ジュリスト一〇〇号『新証券・商品取引百選』七〇頁（一九八八）

「合併公表後に株式を取得した者も株式買取を請求できるか―株価が上昇した場合の買取価格」（東京地決昭和六〇年一月二二日・判時一一七四号一四四頁）ジュリスト九三八号七八頁（一九八九）

「合名会社の退社員の持分評価」（名古屋地判昭和六二年九月二九日・判時一二六四号一二八頁）ジュリスト九六二号一五〇頁（一九九〇）

「業務執行上の著しい難局」（東京地判平成元年七月一八日・判時一三四九号一四八頁・金判八四三号四六頁）別冊ジュリスト一一六号『会社判例百選（第五版）』一九二頁（一九九二）

「株式会社の解散請求」（東京地判平成元年七月一日・判時一三四九号一四八頁）ジュリスト一〇〇四号八八頁（一九九二）

「申請者の申請によらずに行われた不実登記と商法一四条の適用」（最判昭和五五年九月一日・民集三四卷五号七二七頁）別冊ジュリスト一二四号『商業登記先例判例百選』（一九九三）

「受益者からのスタンドバイ信用状の支払請求と信用状に記載された有効期限の遵守」（最判平成三年一月一日・金判九〇一号三頁）金融判例研究三号七頁（一九九三）

「譲渡制限株式の売買価格の決定」（大阪高決平成元年三月二八日・判時一三二四号一四〇頁）ジュリスト一〇四〇号一三〇頁（一九九四）

「商法五八〇条一項の趣旨」（最判昭和五三年四月二〇日・民集三二卷三号六七〇頁）別冊ジュリスト一二九号『商法（総則・商行為）判例百選（第三版）』一五六頁（一九九四）

「共同出資者間の株式の売買と欺罔行為」（東京地判平成四年三月一二日・判時一四五二号五四頁）ジュリスト一〇九四号一七〇頁（一九九六）

「目的物の譲渡に関する通知義務」（最判平成五年三月三〇日・民集四七卷四号三三八四号）別冊ジュリスト一三八号『損害保険判例百選（第二版）』三〇頁（一九九六）

「隠れた手形保証をした者の間での責任の範囲」（最判昭和五七年九月七日・民集三六卷八号一六〇七頁）別冊ジュリスト一四四号『手形小切手判例百選（第五版）』一二二頁（一九九七）

- 「解散判決における業務執行上の著しい難局」（東京地判平成元年七月一八日・判時一三四九号一四八頁・金判八四三号四六頁）別冊ジュリスト一四九号『会社判例百選〔第六版〕』一八二頁（一九九八）・別冊ジュリスト二二九号『会社法判例百選〔第三版〕』一九四頁（二〇一六）
- 「仕手筋からの脅迫に応じて巨額の金員を交付することとした取締役の責任―蛇の目ミシン株主代表訴訟上告審」（最判平成一八年四月一〇日・民集六〇巻四号一二七三頁・判時一九三六号二七頁）ジュリスト一三三三二号『平成一八年度受容判例解説』一〇四頁（二〇〇七）
- 「MBOにおける全部取得条項付種類株式の株式取得価格決定―サイバード事件東京高裁決定」（東京高決平成二二年一〇月二七日・資料版商事法務三三二二号一七四頁）ジュリスト一四三七号『平成二二年度重要判例解説』九二頁（二〇一一）
- 「手形行為の表見代理における第三者」（最判昭和三六年一二月二二日・民集一五卷一一号二七五六号・判時二八七号二三頁・金判五二九号一〇九頁）別冊ジュリスト二二二二号『手形小切手判例百選〔第七版〕』二二頁（二〇一四）
- 「株式会社解散の訴え」（東京地判平成二八年二月一日・LEX/DB 25534527）ジュリスト一五一八号『平成二九年度重要判例解説』一一二頁（二〇一八）
- 「運送人の賠償すべき損害の範囲の画一化」（最判昭和五三年四月二〇日民集三二卷三三六七〇頁・判時八九二号九八頁・判タ三六四号一八一頁）別冊ジュリスト二四三三号『商法判例百選』一五〇頁（二〇一九）

コメンタール

商法二四五条ノ二「反対株主の株式買取請求権」『新版注釈会社法（五）』二八二頁（有斐閣、一九八六）

商法二四五条ノ三「買取請求の手続」『新版注釈会社法（五）』二九三頁（有斐閣、一九八六）

商法二四五条ノ四「買取請求の失効」『新版注釈会社法（五）』三〇一頁（有斐閣、一九八六）

会社法第三編「持分会社 前注」『会社法コメンタール一四―持分会社（二）』五頁（商事法務、二〇一四）

二〇一四）

会社法五九〇条「業務の執行」『会社法コメンタール一四―持分会社（一）』一三三頁（商事法務、二〇一四）

会社法五九一条「業務を執行する社員を定款で定めた場合」『会社法コメンタール一四―持分会社（二）』一三六頁（商事法務、二〇一四）

会社法五九二条「社員の持分会社の業務及び財産状況に関する調査」『会社法コメンタール一四―持分会社（一）』一四〇頁（商事法務、二〇一四）

会社法六三七条「定款の変更」『会社法コメンタール一五―持分会社（二）』一四〇頁（商事法務、二〇一八）

エッセイ

- 「小糸製作所事件の教訓」中央公論一九八九年一〇月号二六〇頁（英訳：A Texan Raid on a Japanese Company, 16-4 JAPAN ECHO 61 (1989)）
- 「資本主義の作法」経済同友一九九〇年九月号一二頁
- 「竹内商法学の軌跡（消費者保護法を中心にして）」ジュリスト一一一八号三四頁（一九九七）
- 「既成事実は守られるべきか―閉鎖会社における違法な新株発行」司法の窓九〇号三一頁（一九九八）
- 「法と経済の対話あるいは法と経済のすれ違い『法と経済学…企業関連法のミクロ経済学的考察』を刊行して」書斎の窓五三二八号二六頁（二〇〇四）
- 「KEY WORD LLP」法学教室三〇三三二頁（二〇〇五）
- 「クローズアップ 改正会社法について」ぱとろなとうきょう四五号六頁（二〇〇六）
- 「『神の手』に関する法と経済学的考察」金融・商事判例一三四八号二頁（二〇一〇）
- 「利益相反概念の日米比較」金融・商事判例一三五七号二頁（二〇一一）
- 「CSRとコーポレート・ガバナンス」ビジネス法務二〇一一年二月号二頁
- 「親子上場はいけないことか？」Business Law Journal 三四号五頁（二〇一一）
- 「社外の間には役に立たないか？」月刊監査役五八〇号三頁（二〇一一）
- 「産業革新投資機構の挫折に日本経済の将来を憂う」ビジネス法務二〇一九年五月号二頁

「企業の一生プロジェクト―具体的イメージから説き起こす企業法がインセンティブ・バーゲニングに与える影響」NBL 一一三一号一九頁(二〇一八)より連載継続中

English Publications

Books

ENTERPRISE LAW: CONTRACTS, MARKETS, AND LAWS IN THE US AND JAPAN [ed.] (Edward Elgar, 2014)

JOINT VENTURES: DESIGN, BARGAINING AND THE LAW [Co-Authored with Munetaka Fukuda & Masato Umetani] (Edward Elgar, 2015)

Articles

Conflicts of Interest and Fiduciary Duties in the Operation of a Joint Venture, 39 HASTINGS L. J. 63 (1987)

Problems of the Closely Held Corporation, 38 AM. J. COMP. L. 337 (1990)

Joint Ventures between Enterprises from Countries of Different Economic and Political Systems, in JAPANESE REPORTS FOR THE XIIIth INTERNATIONAL CONGRESS OF COMPARATIVE LAW 103 (The International Center of Comparative Law and Politics, 1990)

- Problem of International Joint Ventures in Japan*, 26 INTL. LAW. 65 (1992)
- The Fair Value of Minority Stock in Closely Held Corporations*, 62 FORDHAM LAW REVIEW 65 (1993)
- The Japanese Corporate Governance: The Hidden Problems of Corporate Law and Their Solutions*, 25 DEL. J. CORP. L. 189 (2000)
- Reform in Japanese Corporate Law and Corporate Governance*, 49 AM. J. COMP. L. 653 (2001)
- The Turnaround of 1997: Changes in Japanese Corporate Law and Governance*, in CORPORATE GOVERNANCE IN JAPAN: INSTITUTIONAL CHANGE AND ORGANIZATIONAL DIVERSITY (Masahiko Aoki et al., eds., Oxford University Press, 2007)
- The Law and Practice of the Venture Industry in Japan: A Period of Transition*, in THE JAPANESE LEGAL SYSTEM: AN ERA OF TRANSITION (Tom Ginsburg & Harry N. Scheiber eds., Robbins Collection, 2012)
- The Incentive Bargain of the Firm and Enterprise Law: A Nexus of Contracts, Markets, and Laws*, in ENTERPRISE LAW: CONTRACTS, MARKETS, AND LAWS IN THE US AND JAPAN (Zenichi Shishido ed., Edward Elgar, 2014)
- Reverse Engineering SOX versus J-SOX: A Lesson in Legislative Policy* [Co-Authored with Sadakazu Osaki], in ENTERPRISE LAW: CONTRACTS, MARKETS, AND LAWS IN THE US AND JAPAN (Zenichi Shishido ed., Edward Elgar, 2014)

- Does Law Matter to Financial Capitalism?: The Case of Japanese Entrepreneurs*, 37 *FORDHAM INTL. L. J.* 1087 (2014)
- The Future of Japanese Corporate Governance: Internal Governance and the Development of Japanese-Style External Governance through Engagement* [Co-Authored with Takaaki Eguchi], in *RESEARCH HANDBOOK ON SHAREHOLDER POWER* (Randall Thomas & Jennifer Hill eds., Edward Elgar, 2015)
- Legislative Policy of Alternative Forms of Business Organization: The Case of Japanese LLCs*, in *RESEARCH HANDBOOK ON ALTERNATIVE ENTITIES* (Robert Hillman & Mark Lowenstein eds., Edward Elgar, 2015)
- The Law of Close Corporations in Japan*, 13 *ICCLP Publications* 140 (2015)
- The Monitoring Board Revisited*, in *CORPORATE LAW AND ECONOMICS* (Adam B. Badawi ed., Edward Elgar, forthcoming, 2020)
- The Strategy behind the Organizational Game: A Comparison between the Joint Venture Negotiation and the Venture Capital Investment Negotiation*, in *STRATEGIC ALLIANCE AND JOINT VENTURES: LAW, ECONOMICS AND MANAGEMENT* (Joseph A. McCahery & Erik P.M. Vemeulen eds., Oxford University Press, forthcoming)
- The Firm as a Legal Entity: What Distinguishes Wholly Owned Subsidiaries from Internal Divisions in Japan?* [Co-Authored with Hideshi Itoh] (SSRN 2011)
- Japanese Corporate Governance from the Perspective of Family Firms [Co-Authored with Hokuto Dazai,

Takuji Saito & Noriyuki Yanagawa] (SSRN 2016)

Family Firms and the Professional Manager Market [Co-Authored with Hokuto Dazai, Takuji Saito & Noriyuki Yanagawa] (SSRN 2016)

Japanese Contracting Practices: Realities and Changes (SSRN 2018)

